

◆背景

- 東京国際空港において、航空機に燃料を供給する三愛石油(株)が2019年末までにタンクを増設
- 貯蔵・取扱量が10万kLを超えることから、昨年、条例の公布・施行により東京都石油コンビナート等防災本部を設置するとともに、防災計画の策定など、石油コンビナート等災害防止法に基づく対応が必要



凡例 □：特別防災区域（東京国際空港地区）

◆計画の目的

- 大量の石油等が扱われている特別防災区域に係る災害の発生及び拡大を防止すること
- 総合的な防災対策の推進を図り、関係地域住民等の生命、身体及び財産を保護すること

◆計画のポイント

- 特別防災区域に対して、特定事業者、都・区・その他の防災関係機関が一体的な防災活動を実施
- 特別防災区域に係る災害想定を実施し、特定事業者・防災関係機関が行うべき業務の役割分担を明確化
- 予防、応急の各フェーズに応じた対策を具体的に記載(復旧については、各施設管理者が業務継続計画等に基づき対応)

主な予防・応急対策

災害の発生予防

- ・自衛防災組織、特定防災施設等及び防災資機材等の整備
- ・可燃性物質、貯蔵取扱施設及び防災施設に関する情報共有
- ・関係機関等の防災教育、訓練の実施



防災資機材等の一例
(東京消防庁HPより引用)

発災時の応急活動

- ・特定事業者からの速やかな通報
- ・防災本部による応急措置等に必要な情報の収集、伝達
- ・火災等の事故災害、自然災害、海上災害等の状況に応じた関係機関等の活動要領
- ・空港利用者及び地域住民等への情報提供



海上災害時の応急措置の例
(オイルフェンスの展張)

関係機関等による相互連携

- ・空港の防災活動との連携
- ・危険物施設関係事業所間の相互応援
- ・流出油防除に関する相互協力



訓練イメージ

→ 本計画に基づく防災対策は、防災訓練等を通じた継続的な検証・見直しにより実効性を確保

◆計画策定までの行程等

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 令和元年 8月 | 東京都石油コンビナート等防災本部幹事会により計画素案を承認 |
| 令和元年 8月末～9月末 | 計画素案を公表。パブリックコメントを実施(意見なし) |